

簡易専用水道の適正な管理について

簡易専用水道の管理基準

簡易専用水道の設置者は、安全で適切な水を利用者の皆さまに供給するために、水道法に基づく衛生的な管理を行う必要があります。

管理項目	管理内容
● 水槽の清掃	受水槽や高置水槽等の水槽の清掃を 毎年1回以上 定期的に行いましょう。清掃は、建築物衛生法の登録を受けた業者などの専門業者に依頼して実施してください。
● 水槽の点検など	水の汚染を防止するために日頃から定期的に点検を実施するとともに、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して 毎年1回以上 、定期検査※を受けてください。
● 水質検査	蛇口から出る水の色、濁り、臭い、味などを日頃から確認するとともに、異常が認められたときには、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼し、必要な項目について水質検査を行いましょう。
● 給水停止及び関係者への周知	供給する水が人の健康を害する恐れのあることが分かったときは、直ちに給水を停止するとともに、水道利用者および各務原市水道施設課などに連絡しましょう。

※定期検査では、①水槽周囲の状態確認、②受水槽及び高置水槽の状態確認、③給水栓における水質検査、④書類検査が行われます。なお、定期検査を受検しない場合には罰則が適用されることがあります。

簡易専用水道に関する届出など

簡易専用水道の設置者は、つぎに該当する場合は市に届出してください。

届出の名称	届出するとき
● 簡易専用水道設置届	簡易専用水道を新たに設置したとき
● 簡易専用水道変更届	施設名、施設内容、設置者または管理者などに変更が生じたとき
● 簡易専用水道廃止届	給水を開始した後に当該簡易専用水道を休止または廃止したとき
● 改善計画書（改善完了報告書）	定期検査の結果、衛生上特に問題があると指摘を受けたとき

緊急時の措置

万が一、事故が起きた場合は、つぎのような措置を速やかにとってください。

- 給水を停止し、利用者に水道を使用しないよう知らせるとともに、市に連絡し指導に従うこと。
- 給水停止中は、水道直結の蛇口などを利用し飲料水を確保すること。直結栓がない場合は市に相談すること。
- 汚染の原因を調査し必要な改善措置をとり、給水再開について市の指導に従うこと。

受水槽以下の給水施設から供給される水道水が、汚染することがないように適正な維持管理をお願いします。